

令和 2 年 3 月 2 日  
消 防 庁

## 令和 2 年度災害情報伝達手段に関するアドバイザー 派遣事業に係るアドバイザー募集

住民への災害情報伝達手段の多様化、多重化は、多くの各市区町村にとって初めての事業であることから、災害情報伝達手段に関する多様な知識のみならず、既存の防災行政無線等との運用を十分に勘案して設計を行う必要があります。

これらの作業は、各市区町村や都道府県の職員で行うこととなりますが、技術的なノウハウを持つ職員が少ないことから、各市区町村や都道府県での地理特性や既存設備を勘案した個々の具体的な諸課題の解決が困難となっています。

このことを踏まえて、技術的な知見等を有する災害情報伝達手段に関するアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣して、各市区町村や都道府県の職員に対して情報伝達の多様化、多重化の重要性に係る技術的提案及び助言を行う事業を、別添「災害情報伝達手段に関するアドバイザー派遣要綱」に基づき実施します。

この事業を実施するにあたり、下記のとおりアドバイザーを募集します。

### 1 主な業務内容

アドバイザーは、派遣先市区町村において、災害情報伝達手段に関する提案及び助言等を行います。

提案及び助言等の内容は、概ね次のとおりです。

- (1) 災害情報伝達手段に係る技術的提案及び助言
- (2) 災害情報伝達手段に係るシステムの提案及び助言
- (3) 整備スケジュール等の提案及び助言
- (4) 災害情報伝達手段の多様化、多重化の重要性に係る提案及び助言
- (5) その他市区町村の要望に対する提案及び助言

### 2 応募資格

- (1) 災害情報伝達手段に関する実地経験及び技術的知見を有する技術者又は災害情報伝達手段に係るシステムの運用について相当の知見を有する者であること。
- (2) 心身健全で当該業務を遂行できる者であること。
- (3) 所属する各自治体、会社等が、応募することを了承した者であること。
- (4) アドバイザーとして派遣された市区町村における災害情報伝達手段に係るシステム関連整備事業について、所属する会社等が、契約年度及び翌年度は、営業活動及び入札ができないことを了承した者であること。

### 3 応募方法

#### (1) 提出方法

[応募用紙](#)に記入押印のうえ、下記まで持参又は郵送で提出してください。（募集期間内必着）

提出先：〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2 消防庁防災情報室

#### (2) 募集期間

令和2年3月2日（月）から令和2年3月17日（火）まで

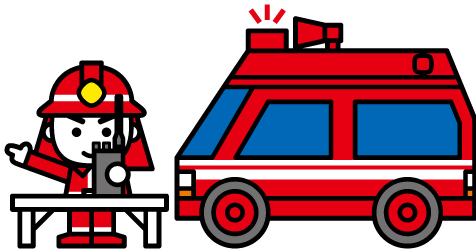
### 4 必要経費の支払い

謝金、旅費、宿泊費等の必要経費は、必要に応じて消防庁等から支払います。

### 5 関係書類

(1) [災害情報伝達手段に関するアドバイザー派遣要綱](#)

(2) [災害情報伝達手段に関するアドバイザー派遣事業に係るアドバイザー募集要領](#)



#### 連絡先

消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室

担当：浅井、池田、秋山

電話 03(5253)7526（直通）

## 災害情報伝達手段に関するアドバイザー派遣要綱

### (目的)

第1条 災害情報伝達手段に係るシステムの整備を推進するため、災害情報伝達手段に関するアドバイザー(以下「アドバイザー」という。)を市区町村に派遣するために必要な事項を定めるものとする。

### (業務)

第2条 アドバイザーは、派遣先市区町村における災害情報伝達手段に関する提案及び助言等を行うものとする。

2 前項の提案及び助言等の内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 災害情報伝達手段に係る技術的提案及び助言
- (2) 災害情報伝達手段に係るシステムの提案及び助言
- (3) 整備スケジュール等の提案及び助言
- (4) 災害情報伝達手段の多様化、多重化の重要性に係る提案及び助言
- (5) その他市区町村の要望に対する提案及び助言

3 アドバイザーは、特定の通信設備製造業者、施工業者及び設計業者等の災害情報伝達手段のシステム関係業者が有利となるような提案及び助言等を行ってはならない。

4 アドバイザーは、所属する会社等の名称を宣伝するなどの行為を行ってはならない。

### (募集)

第3条 アドバイザーの募集方法は、原則公募によるものとする。

2 アドバイザーの応募資格は次のとおりとする。

- (1) 災害情報伝達手段に関する実地経験及び技術的知見を有する技術者又は災害情報伝達手段に係るシステムの運用について相当の知見を有する者であること。
- (2) 心身健全で当該業務を遂行できる者であること。
- (3) 所属する会社等が、応募することを了承した者であること。
- (4) アドバイザーとして派遣された市区町村における災害情報伝達手段に係るシステム関連整備事業について、所属する会社等が、契約年度及び翌年度は、営業活動及び入札ができないことを了承した者であること。

3 応募に係る様式は、別紙1のとおりとする。

### (委嘱)

第4条 アドバイザーは、第3条に基づく応募のあった者の中から、消防庁防災情報室長(以下「室長」という。)が審査し委嘱する。

2 委嘱されたアドバイザーは、別紙2の災害情報伝達手段に関するアドバイザー登録リストに登録され、消防庁が当該リストの中から適宜選出し、派遣するものとする。

### (任期)

第5条 アドバイザーの任期は、委嘱された年度内とする。ただし、アドバイザーが別紙3の災害情報伝達手段に関するアドバイザー意志確認書にて、継続を承諾した場合は、任期を延長することができるものとする。

(派遣先の市区町村)

第6条 アドバイザー派遣の対象市区町村は、都道府県を通じて要望があった市区町村等とする。

(派遣先市区町村の決定)

第7条 消防庁は、都道府県を通じて市区町村等に対し、アドバイザーの派遣希望の有無を確認し、必要であると認めた場合にアドバイザーを派遣するものとする。

(派遣期間及び計画)

第8条 派遣期間は、派遣先1か所に対し、移動日を含め最大4日間とする。

2 提案及び助言等の実施計画については、消防庁と派遣先市区町村との協議により決定するものとする。

(資料作成)

第9条 派遣されるアドバイザーは、消防庁と協議のうえ提案及び助言等に必要な資料等を作成するものとする。

(報告)

第10条 アドバイザーの派遣を受けた市区町村は、必要により都道府県を通じてその結果を消防庁に報告するものとする。

(消防庁への助言)

第11条 第2条及び第9条に規定するほか、アドバイザーは、消防庁からの求めに応じ、消防防災に係るシステム等について、必要な助言を行うものとする。

(守秘義務)

第12条 アドバイザーは、業務遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。アドバイザーを退いた後も同様とする。

(委嘱の取消し)

第13条 室長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当したときは、アドバイザーの委嘱を取り消すものとする。

- (1) 業務上知り得た秘密を漏らしたとき。
- (2) 業務の執行を怠ったと認められるとき。
- (3) 所属する会社等が、アドバイザーが派遣された市区町村の災害情報伝達に係るシステム関連整備事業に入札をしたとき。
- (4) その他本事業の目的又は内容を逸脱した行為を行ったと認められるとき。
- (5) 心身の故障のため業務に支障をきたすと認められるとき。

(委託)

第14条 消防庁は、アドバイザー派遣に関する業務を円滑に遂行するため、庶務等に関

する業務を業者に委託することができるものとする。

- 2 前項の規定により委託を受けた業者（以下「委託業者」という。）は、必要に応じアドバイザー又はアドバイザーが所属する会社とアドバイザー派遣に関する契約を締結することができるものとする。
- 3 委託業者は、消防庁と協議のうえ第4条第2項に定めるリストからアドバイザーを選出することができるものとする。
- 4 委託業者は、消防庁と協議のうえ第8条第2項に定める実施計画を、派遣先市区町村と調整することができるものとする。
- 5 委託業者は、消防庁と協議のうえ第9条に定める必要な資料等について、作成することができるものとする。
- 6 委託業者は、業務の結果を消防庁に報告するものとする。

#### （経費）

第15条 アドバイザーの派遣に係る経費（以下「アドバイザー経費」という。）は、消防庁が負担する。ただし、第14条第1項に基づき、庶務等に関する業務を業者に委託した場合は、委託業者の負担とする。

2 アドバイザー経費は次のとおりとする。

- (1) 謝金
- (2) 旅費（アドバイザーの勤務地から派遣先市区町村の指定する場所までの往復にかかる経費）
- (3) 日当
- (4) 宿泊費
- (5) その他必要な経費

3 アドバイザー経費の額は、消防庁の内部規定等に定める金額とする。

4 アドバイザー経費は、必要に応じ支払うものとし、その支払い方法は口座振込を原則とする。

なお、アドバイザーが所属する会社等が、アドバイザー経費を立替え等により支出した場合は、アドバイザーが所属する会社等に支払うことができるものとする。

#### （その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和2年3月2日から施行する。

# 災害情報伝達手段に関するアドバイザー 応 募 用 紙

令和 年 月 日

消防庁防災情報室長 殿

会社等名 \_\_\_\_\_  
 役職名 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

顔写真(6カ月以内に撮影したもの。)を貼り付けてください。  
 写真の裏面に氏名を記入してください。

私は、災害情報伝達手段に関するアドバイザー派遣要綱第3条に基づき、アドバイザーに応募します。

経 歴 等			
生年月日	年 月 日 ( 歳 )	性別	
連 絡 先 (会 社 等)	住 所 : 電話番号 : E-mail :		
アドバイスできる 事 項 (該当する事項に丸印をつけてください。)		情報伝達手段の設備について (無線、MCA、メール、FM、ワンセグ、SNS、IP他)	
		情報伝達ネットワークについて (WiMAX、無線LAN、無線アクセス他)	
		情報伝達のための媒体について (デジタルサイネージ、高性能スピーカー他)	
		自動起動統合システム (情報伝達の伝達手段を制御するシステム)	
		運用	
	その他 ( )		
資 格 (当該アドバイザー業務に関連する資格のみで結構です。)			
過去の職務内容 (当該アドバイザー業務に関連する職務のみで結構です。)			
過去の業務実績 (当該アドバイザー業務に関連する実績のみで結構です。)			

上記の者は、災害情報伝達手段に関する実地経験及び技術的知見を有する技術者又は災害情報伝達手段システムの運用について相当の知見を有する者であり、災害情報伝達手段に関するアドバイザーに応募することを了承します。

令和 年 月 日

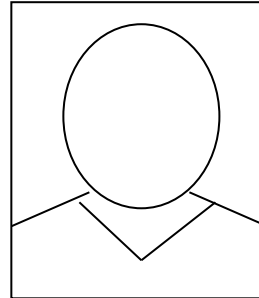
会社等名 \_\_\_\_\_  
 役職名 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

【記載例】  
災害情報伝達手段に関するアドバイザー  
応募用紙

令和〇〇年〇〇月〇〇日

消防庁防災情報室長 殿

会社等名 株式会社〇〇  
役職名 防災行政無線課長  
氏名 〇〇 〇〇 印



私は、災害情報伝達手段に関するアドバイザー派遣要綱第3条に基づき、アドバイザーに応募します。

経 歴 等			
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇歳）	性別	〇
連絡先 (会社等)	住所：東京都〇〇区〇〇 〇-〇-〇 電話番号：0123-456-7890 E-mail: abcdef-1234@co.jp		
アドバイスできる 事項 (該当する事項に丸印をつけてください。)	<input type="radio"/>	情報伝達手段の設備について (無線、MCA、メール、FM、ワンセグ、SNS、IP他)	
	<input type="radio"/>	情報伝達ネットワークについて (WiMAX、無線LAN、無線アクセス他)	
	<input type="radio"/>	情報伝達のための媒体について (デジタルサイネージ、高性能スピーカー他)	
		自動起動統合システム (情報伝達の伝達手段を制御するシステム)	
		運用	
	その他 ( )		
資格 (当該アドバイザー業務に関連する資格のみで結構です。)	第一級陸上無線技術士		
過去の職務内容 (当該アドバイザー業務に関連する職務のみで結構です。)	H10.4.1~H15.3.31 防災行政無線係長 H15.4.1~現在に至る 防災行政無線課長		
過去の業務実績 (当該アドバイザー業務に関連する実績のみで結構です。)	〇〇市防災行政無線整備		

上記の者は、災害情報伝達手段に関する実地経験及び技術的知見を有する技術者又は災害情報伝達手段システムの運用について相当の知見を有する者であり、災害情報伝達手段に関するアドバイザーに応募することを了承します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

会社等名 株式会社〇〇  
役職名 防災行政無線部長  
氏名 〇〇 〇〇 印





災害情報伝達手段に関するアドバイザー  
意 志 確 認 書

令和 年 月 日

消防庁防災情報室長 殿

会社等名 \_\_\_\_\_  
 役職名 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私は、災害情報伝達手段に関するアドバイザー派遣要綱第 5 条の規定に基づき、アドバイザーを継続することを承諾します。

経 歴 等			
生年月日	年 月 日 ( 歳 )	性別	
連絡先 (会社等)	住所： 電話番号： E-mail：		
アドバイスできる 事項 (該当する事項に丸印をつけてください。)		情報伝達手段の設備について (無線、MCA、メール、FM、ワンセグ、SNS、IP他)	
		情報伝達ネットワークについて (WiMAX、無線LAN、無線アクセス他)	
		情報伝達のための媒体について (デジタルサイネージ、高性能スピーカー他)	
		自動起動統合システム (情報伝達の伝達手段を制御するシステム)	
		運用	
		その他 ( )	
資格 (当該アドバイザー業務に関連する資格のみで結構です。)			
過去の職務内容 (当該アドバイザー業務に関連する職務のみで結構です。)			
過去の業務実績 (当該アドバイザー業務に関連する実績のみで結構です。)			

上記の者は、災害情報伝達手段に関する実地経験及び技術的知見を有する技術者又は災害情報伝達手段システムの運用について相当の知見を有する者であり、災害情報伝達手段に関するアドバイザーを継続することを了承します。

令和 年 月 日

会社等名 \_\_\_\_\_  
 役職名 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

【記載例】  
災害情報伝達手段に関するアドバイザー  
意 志 確 認 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

消防庁防災情報室長 殿

会社等名 株式会社〇〇  
役職名 防災行政無線課長  
氏 名 〇〇 〇〇 印

私は、災害情報伝達手段に関するアドバイザー派遣要綱第5条の規定に基づき、  
アドバイザーを継続することを承諾します。

経 歴 等			
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇歳）	性別	○
連絡先 (会社等)	住 所：東京都〇〇区〇〇 〇-〇-〇 電話番号：0123-456-7890 E-mail: abcdef-1234@co.jp		
アドバイスできる 事項 (該当する事項に丸印をつけて ください。)	<input type="radio"/>	情報伝達手段の設備について (無線、MCA、メール、FM、ワンセグ、SNS、IP他)	
	<input type="radio"/>	情報伝達ネットワークについて (WiMAX、無線LAN、無線アクセス他)	
	<input type="radio"/>	情報伝達のための媒体について (デジタルサイネージ、高性能スピーカー他)	
	<input type="checkbox"/>	自動起動統合システム (情報伝達の伝達手段を制御するシステム)	
	<input type="checkbox"/>	運用	
	その他 ( )		
資格 (当該アドバイザー業務に関 連する資格のみで結構です。)	第一級陸上無線技術士		
過去の職務内容 (当該アドバイザー業務に関 連する職務のみで結構です。)	H10.4.1~H15.3.31 防災行政無線係長 H15.4.1~現在に至る 防災行政無線課長		
過去の業務実績 (当該アドバイザー業務に関 連する実績のみで結構です。)	〇〇市防災行政無線整備		

上記の者は、災害情報伝達手段に関する実地経験及び技術的知見を有する技術者  
又は災害情報伝達手段システムの運用について相当の知見を有する者であり、災害  
情報伝達手段に関するアドバイザーを継続することを了承します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

会社等名 株式会社〇〇  
役職名 防災行政無線部長  
氏 名 〇〇 〇〇 印

# 令和2年度災害情報伝達手段に関するアドバイザー 派遣事業に係るアドバイザー募集要領

災害情報伝達手段に関するアドバイザー派遣要綱（以下「派遣要綱」という。別添参照）第3条の規定に基づき、下記のとおり公募します。

令和2年3月2日

消防庁防災情報室

## 記

### 1 募集に付する事項

件名：令和2年度災害情報伝達に関するアドバイザー派遣事業に係る  
アドバイザーの募集

事業の概要：住民への災害情報伝達手段の多様化、多重化は、多くの各市区町村にとって初めての事業であることから、災害情報伝達手段に関する多様な知識のみならず、既存の防災行政無線等との運用を十分に勘案して設計を行う必要がある。

これらの作業は、各市区町村や都道府県の職員で行うこととなるが、技術的なノウハウを持つ職員が少ないことから、各市区町村や都道府県での地理特性や既存設備を勘案した個々の具体的な諸課題の解決が困難となっている。

このことを踏まえて、技術的な知見等を有する災害情報伝達手段に関するアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣して、各市区町村や都道府県の職員に対して情報伝達の多様化、多重化の重要性に係る技術的提案及び助言を行い、災害情報伝達手段の促進を図ることを目的とする。

### 2 業務内容

アドバイザーは、派遣先市区町村において、災害情報伝達手段に関する提案及び助言等を行います。

提案及び助言等の内容は、概ね次のとおりです。

- (1) 災害情報伝達手段に係る技術的提案及び助言
- (2) 災害情報伝達手段に係るシステムの提案及び助言
- (3) 整備スケジュール等の提案及び助言
- (4) 災害情報伝達手段の多様化、多重化の重要性に係る提案及び助言
- (5) その他市区町村の要望に対する提案及び助言

### 3 応募資格

- (1) 災害情報伝達手段に関する実地経験及び技術的知見を有する技術者又は災害情報伝達手段に係るシステムの運用について相当の知見を有する者であること。
- (2) 心身健全で当該業務を遂行できる者であること。
- (3) 所属する各自治体、会社等が、応募することを了承した者であること。

- (4) アドバイザーとして派遣された市区町村における災害情報伝達手段に係るシステム関連整備事業について、所属する会社等が、契約年度及び翌年度は、営業活動及び入札ができないことを了承した者であること。

#### 4 応募方法

派遣要綱第3条第3項に基づき、別紙1の「災害情報伝達手段に関するアドバイザー応募用紙」を次のとおり提出してください。

- (1) 提出方法：持参又は郵送（募集期間内必着）  
(2) 募集期間：令和2年3月2日（月）から令和2年3月17日（火）  
（閉庁日を除く午前9時30分から午後5時まで）

(3) 提出先

〒100-8927

東京都千代田区霞が関2丁目1-2

中央合同庁舎第2号館3階 消防庁防災情報室

#### 5 アドバイザーの審査方法等

(1) 審査方法

消防庁防災情報室長による書類審査（場合によってはヒアリングを実施）により決定します。

(2) 審査結果の連絡

募集期間終了後、1週間以内を目途に連絡します。

#### 6 必要経費の額

派遣要綱第15条に規定する金額は、次のとおりとします。

ア 謝金 16,100円（日額）

イ 旅費 派遣地までの往復に掛かる費用

ウ 日当 2,200円（日額）

エ 宿泊費 派遣地により異なる。

参考「東京駅⇄岡山駅、3泊4日の場合」

謝金：64,400円=16,100円×4日

旅費：34,680円=（往復乗車券20,960円+往復特急券（指定席）13,720円）

※通常期、往復割引、新幹線のぞみ利用の場合

日当：8,800円=2,200円×4日

宿泊費：29,400円=9,800円×3泊

計：137,280円

#### 7 その他

不明な点につきましては、別添の派遣要綱を確認していただくか、下記の問合せ先までご連絡ください。

**【問合せ先】**

消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室

東京都千代田区霞が関2-1-2

担当：浅井 池田 秋山

電話：03-5253-7526